



資料





— 資 料 —

資料1 八王子市農業振興計画策定検討会委員名簿

資料2 八王子市農業振興計画検討会開催要綱

資料3 八王子市農業振興計画検討会開催経過

資料4 用語解説

資料5 「第3次八王子市農業振興計画」素案のパブリックコメント  
の結果について

資料6 八王子市農業振興計画策定のための農家アンケート結果

## 八王子市農業振興計画検討会委員名簿

◎…座長 ○…副座長

所属団体	役職等	氏名
八王子市農業委員会	農地委員長	栗原 才
//	農政委員長	伊藤 源一
//	運営協議会委員	石川 研
八王子市農協	指導経済部長	○ 田中 和敏
農業者	JA女性部会	松木 英子
//	認定農業者	船木 翔平
東京都農業会議	事務局長	◎ 北沢 俊春
東京都農業振興事務所	課長代理	今安 典子
南多摩農業改良普及センター	所長	荒木 俊光
//	主任	鵜沢 玲子
商工会議所		仕舘 岳大
市民公募	八王子ぷりんせすマーケット	勝澤 朝子
//	JA八王子野菜部会	大澤 敬之
八王子市	八王子市産業振興部長	大西 健二
事務局	産業振興部農林課長	鈴木 秀吾
//	// 主査	西山 光俊
//	// 主査	大野 昇
//	// 主任	島林 保樹
//	// 主任	笹野 一幸

八王子市農業振興計画検討会開催要綱

改定 平成18年4月17日

平成27年4月 1日

(開催)

第1条 この要綱は、八王子市農業振興計画（以下「計画」という。）策定に当たり、食料、農業及び農村をめぐる情勢は大きく変化する中、農業の担い手不足、遊休農地の増加、都市住民の農地利用ニーズの高まり等新たな課題に対応するとともに、安全・安心な農産物の供給による地産地消の推進や農業の持つ多目的機能を生かした活力ある産業として振興を図ることを目的とし、関係機関、及び農家、市民の意見を反映させるため、八王子市農業振興計画検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、八王子市農業振興計画の策定に関し、下記事項について検討する。

- (1) 八王子市農業の現状と課題について
- (2) 八王子農業の基本目標について
- (3) 八王子農業の基本方針について
- (4) 農業振興の施策について
- (5) 施策の実施計画について
- (6) 施策の推進体制について

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者で構成する。

- |                |      |
|----------------|------|
| (1) 農業委員会の代表   | 3名以内 |
| (2) 農業協同組合の代表  | 1名以内 |
| (3) 農業関係者      | 2名以内 |
| (4) 学識経験者      | 6名以内 |
| (5) 公募による市民    | 2名以内 |
| (6) 八王子市産業振興部長 |      |

(座長及び副座長)

第4条 検討会に座長及び副座長を置く。

- 2 会議の司会・進行は座長が務める。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、産業振興部農林課長が招集する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、産業振興部農林課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、産業振興部農林課長が定める。

附則

この要綱は、平成18年 4月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

## 八王子市農業振興計画検討会開催経過

農家アンケート調査の実施 平成27年6月12日～7月31日

パブリックコメントの実施 平成27年12月15日～平成28年1月20日

日 時	議 題
平成27年7月15日（水） 午後6時30分～午後8時30分 市役所5階502会議室	委員の紹介について 会長副会長の選任について 八王子農業の概要について 農業振興計画の今後のスケジュールについて
平成27年8月12日（水） 午後6時30分～午後8時30分 市役所5階502会議室	アンケート結果からみた八王子農業の課題について 八王子農業の方向性と役割について 八王子農業の施策の課題について
平成27年9月16日（水） 午後6時30分～午後8時 市役所5階502会議室	1 将来像実現のための施策展開 （1）農地の保全と利用促進 （2）担い手の育成と確保 （3）安全安心な農産物の提供と付加価値 農業・地産地消の推進 （4）ふれあい農業の推進
平成27年10月14日（水） 午後6時30分～午後8時50分 市役所5階502会議室	1 施策内容の検討について 2 地域別農業振興の特徴 3 第3次農業振興計画（案）について
平成27年11月19日（木） 午後6時30分～午後8時50分 市役所8階802会議室	農業振興計画の原案について
平成28年2月8日（月） 午後6時30分～午後8時50分 市役所8階805会議室	農業振興計画の原案について パブリックコメントの結果報告
平成28年3月23日（水） 午後6時30分～午後8時 市役所7階701会議室	農業振興計画の原案について

【あ行】

エコ農産物（東京都エコ農産物認証制度）

土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料削減の技術を導入し、都の慣行使用基準から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を、東京都が認証したもの。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上、50%以上、不使用の3区分で認証される。

エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術及び化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認証を受けた農家のこと。

【か行】

買取り申出

生産緑地地区は農地として適正に肥培管理することが義務付けられているが、土地所有者の権利救済の観点から次の場合、市長に対して買取り申出ができる。

- 1 生産緑地地区に指定されてから、30年を経過したとき。
- 2 主たる従事者が死亡したとき。
- 3 営農できなくなるような重大な故障が生じたとき。

家族経営協定

経営内の役割分担、就業条件、収益の分配、経営の継承などを家族の話し合いを通じてルール化するもので、後継者や配偶者などの経営に関する意欲の向上と能力の発揮を促すことを目的としている。

環境保全型農業助成事業（市独自事業）

市民に安全・安心かつ新鮮な農産物を提供するため、農業者が行う環境保全型農業用資器材（分解マルチシート等）の購入又は農地の土壌改良のための有機質肥料の購入に要する経費の一部を助成する事業。

## 【さ行】

### サイバーシルクロード八王子

平成13年に八王子市と八王子商工会議所との協働事業として設立された産業活性化組織。

新たなビジネスチャンスの創出を目指し、市内の農業資源の掘り起こしや産産学（企業間、企業と大学）と連携し積極的な活動を展開しています。

### 食育

国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組を促すこと。

### 食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法の基本理念や基本施策を具体化するものとして策定された計画。食料自給率の目標などを含み、おおむね5年ごとに食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、施策結果に関する評価を踏まえ変更を行う。

### 食料・農業・農村基本法

食料、農業及び農村に関する施策を総合的・計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、平成11年度に施行された法律。食料の安定供給の確保、農業の多面的機能の発揮等の実現を基本理念としている。

### 生産緑地

生産緑地法に基づき、市街化区域内の500㎡以上の規模等、一定の要件を満たした農地について、都市計画として生産緑地地区に位置づけたもの。

### 相続税納税猶予制度

農地に係る相続税を一定の条件を満たした場合、納税を猶予して農業を継続できるようにする制度。この制度は営農が行われることが前提となっているため、農業経営をやめた場合などは猶予されていない税額に加えて、利子税も納めることになる。

## 【た行】

### 体験農園

市が運営する市民農園とは異なり、農家自らが開設し、耕作の主導権をもって経営・管理する農園。利用者は年間の農園利用料と収穫物代金を支払い、園主（農家）の指導のもと、種まきや苗の植え付けから収穫までを体験できる。

## 宅地化農地

市街化区域内で生産緑地の指定を受けていない農地で、宅地並み課税を受ける農地。

## 地産地消

地域で取れたものを、その地域内で消費すること。

## 中核的農家

年間農業従事日数150日以上16歳以上60歳未満の男子農業専従者がいる農家。

## 東京都生産情報提供食品事業者登録制度

生産情報を記録・提供している食品（都内で販売しているもの）とその食品を生産・製造・流通している事業者を東京都が登録する制度。登録マークの使用が認められる。

## トレーサビリティ

農産物や食品が、「いつ・だれが・どこで・どのように」生産、流通されてきたかという情報（生産履歴）を消費者が把握できるようにする仕組み。

## 【な行】

### 認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」の規定に基づき、農業者が自ら作成する「農業経営改善計画（5年後の経営目標）」を区市町村が認定した農業者のこと。

### 認定農業者支援事業費補助金

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の規定に基づく農業経営改善計画（以下「改善計画」という。）の八王子市の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）が行う改善計画を推進する事業に要する経費の一部を補助することにより、認定農業者の持続的かつ安定的な農業経営の確立に寄与することを目的とする。

事業に要する経費の2分の1以内の額とし、毎年度の予算の定める範囲内で交付する。ただし、10万円を限度とする。

### 農家直営農園

農家や農地所有者が一定の条件を満たした農地において、特定農地貸付法に基づき市と農地の貸付協定を結び自らが農園開設者となって経営する区画貸の市民農園。

### 農家手助けボランティア

農業経営の規模拡大や担い手不足の解消などを考えている農家と農家の応援をしたいと考えている市民等の橋渡し（マッチング）をするための制度のこと。

## 農業委員会

農業者の公的代表として農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項等に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命した委員により構成される市の行政委員会。農地法に基づく業務のほか、農政対策や担い手の育成、農業者への情報提供などにかかる業務を行っている。

## 農業経営基盤強化促進法

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積、農業者の経営管理の合理化、農牛経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。

## 農業公園

農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理解の増進や人材の確保育成を図るための公園。

## 農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

## 農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮し、総合的に農業の振興を図るべき地域として、知事が認定した地域。

## 農地転用

農地を農産物の生産以外の用途（住宅・駐車場・道路など）に変更すること。

## 農地バンク制度

本市の市街化調整区域内にある、貸付けを希望する遊休農地の情報を集約し、借り手として登録した認定農業者等へこの情報を提供し、農地の貸借につなげる制度。を平成26年4月に発足した本市独自の遊休農地利用促進制度。

## 農地利用最適化推進委員

改正農業委員会法により、新たに規定された委員で、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が委嘱した者のこと。

## 農用地区域

農業振興地域に指定された区域がある市町村が定める農業振興地域整備計画において、今後相当

長期（おおむね10年以上）にわたって農業上の利用を確保すべき土地として設定された区域。農地の転用は原則不可。

#### 農林業センサス

国際連合食料農業機関の世界農林業センサス計画に沿って昭和25年から始まった統計調査で、10年ごとに世界農林業センサスとして、5年に日本独自で農業センサスとして実施されている。

【は行】

#### はちおうじ農業塾

遊休農地解消の一方策である農家直営農園の利用者や、農家の人手不足を補うための農作業受託制度の担い手を育成することを目的として、平成23年度に開講した本市独自の農業研修事業。

#### 福祉農園

高齢者の生きがい及び障害者の就労・雇用を目的とする農園。農業・園芸活動を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や共同作業による社会参加促進効果が期待されている。

#### 分解マルチシート

農作物の根元の保温シートで、従来のポリエチレンシート等と変わらない効果があり、さらに、土壌中の微生物によって水と炭酸ガスに分解されてしまうため、はがすことが不要で、そのまま土にすき込むことができるシート。

#### 肥培管理

作物の育成を助けるための耕うん、整地、播種（はしゅ）、灌漑（かんがい）、施肥、除草等の一連の農作業を適切に行うこと。

【や行】

#### 遊休農地

農地法において、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと。

八王子市では、農地バンク制度を活用し、遊休農地の解消を進めている。

【ら行】

#### 6次産業化

農業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す。農産物の生

産（第一次産業）、食品加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）の「1」と「2」と「3」を足し算（又は掛け算）すると「6」になることをもじった造語。

資料 5

「第3次八王子市農業振興計画」素案の パブリックコメントの結果について

1. 意見募集の概要

募集期間：平成27年12月15日（火）～平成28年1月20日（水）（37日間）

募集方法：直接持参、郵送、FAX、Eメール

2. 意見提出者数及び提出内訳

提出者数：7名（27件）

直接持参	郵送	FAX	Eメール
2人	2人	0人	3人

「第3次八王子市農業振興計画」素案についての意見の要旨及び市の考え方

番号	いただいたご意見	市の対応
1	この計画内容は、農業生産から販売まで幅広い支援や援助を網羅されており、この計画が実施されれば、農家はありがたい。	計画の実施に努めます。
2	農業の労働集約や資本集約により有利な経営の紹介は、農家がやる気を起こさせる為に有効と考える。	先進経営の情報収集及び情報発信に努めます。
3	農家が所有する農地に農作物を栽培することは自給率向上につながる為、農家の意識向上を促すことが大切と考える。	市や東京都・JA八王子など関係部署からなる支援チームを設置し支援を行います。
4	生産緑地の再指定を認めて欲しい。	今後の課題とさせていただきます。
5	農家の実態を把握し、農家の意見を八王子市農業振興計画に反映すること。	計画作成にあたっては、農家を対象としたアンケート調査を行うとともに、検討会委員にも農業者を登用するなど農家の意見は充分反映しているものと認識しています。

6	農業所得の向上につながる有効な計画及び施策の実施が不可欠。	農作業の効率化を図るための農道・水路等の環境基盤整備を実施し、地元農産物を提供する道の駅八王子滝山を計画的に整備すると共に、商工会議所等と連携し6次産業化への取り組みや販売ルートの確保を進めます。
7	行政による農家への専門的な技術指導など、農家支援システムの構築が望まれる。	市や東京都・JA八王子など関係部署からなる支援チームを設置し支援を行います。
8	農業者の意欲喚起・啓発に支援施策の主眼が置かれるべき。	東京都やJA八王子と連携し講習会を行うなど意欲喚起・啓発支援に努めます。
9	多面的機能の便益を創出している農業者には、便益の一部を還元すべき。	農地は多面的機能を有しているため、今後も農業を維持し農地を保全するために総合的な施策を展開していきます。
10	地震等による災害被害を受けた農家に対しての行政支援のあり方や、災害補償が必要。	東京都を通じて国に働き掛けていきます。
11	生産者と消費者が共に利益が得られる都市型農産物流通システムの構築が求められる。	道の駅八王子滝山を中心としてシステム構築してきており、今後もさらなる地産地消に努めます。
12	農家は生産で手一杯で研究開発をする余力がない。「6次産業化」の開発には、他産業からの協力・支援が不可欠。	商工会議所や大学・市民団体等の関係機関と連携し「6次産業化」の支援を進めます。
13	農研究者・農関係企業・既存農家が集える、農の拠点（仮称アグリセンター）の設立と建設。	参考とさせていただきます。
14	ICT（情報通信技術）を活用した農家のショッピングサイトの創設。	参考とさせていただきます。

15	高尾山麓の農産物のブランド化	参考とさせていただきます。
16	「第2次八王子市農業振興計画」で取組んだ施策は、今計画でどのように反映されたか。	第2次八王子市農業振興計画に基づき、はちおうじ農業塾や農地バンク制度など担い手の確保や遊休農地の解消につながる施策を始めました。第3次八王子市農業振興計画においては、これらの施策の充実に努めるとともに、商工会議所等と連携した6次産業化の支援など新たな取り組みを進めます。
17	農地保全のために法的・税制上の見直しを行政から国に働きかける。	相続税の負担軽減措置を、関係機関と共に国に働きかけていきます。
18	行政と農協が課題解決に迅速に対応できる連携強化、意識と体質改善が必要。	行政と農協が基軸となり東京都を含めた（仮称）農地有効活用情報連絡会議を設置し、連携を強化し課題解決に努めます。
19	農地の現地調査委員（農地利用最適化推進委員）のマンパワー不足が想定される。	農業委員との協力体制のもと職務にあたっていただきます。また、農地の現地調査には職員も積極的に関わっていきます。
20	農地の現地調査は身内が身内を評価する仕組みであり、従前と変わらない。	偏った評価にならぬよう十分な研修を実施します。
21	新規就農者等の新たな担い手の受け皿づくりを強化し、担い手を育成し農地保全を推進した施策を積極的に行っていただきたい。	総合相談窓口を設置し農業委員等の先輩農業者の技術指導や異業種の若手交流を行います。

22	農業委員等に女性を積極的に登用していただきたい。(認定農業者)	農業委員会や認定農業者への女性登用については、関係機関と連携し積極的に進めていきます。
23	農業者収益の高い市街化調整区域農地の保全振興を促進していただきたい。	市街化調整区域農地は農業の発展ならびに農業生産物の供給に必要な地域であるため、今後も保全に努めていきます。
24	農業用水路を改修し、水のある街づくりをしてほしい。	農業用水路は農業用水を確保するために大切な施設です。 用水組合による用水路の維持管理を支援します。
25	高尾山の集客を利用した八王子農産物販売所を作って欲しい。	参考とさせていただきます。
26	食料自給率を上げるには、市民農園で野菜を作ることが大切。	市民農園等による、市民に農に接する機会を推進します。
27	その他(農観光・環境・林業等 3人3件)について	参考とさせていただきます。



第3次八王子市農業振興計画  
～好循環を生み出す活力ある都市農業～

---

発行日 平成28年4月

発行 八王子市

編集 八王子市産業振興部農林課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

Tel.042-626-3111（代）